

## 平成29年第1回文化財保護審議会

日時：平成29年1月17日（火）午後6時35分～午後7時7分

場所：区役所第3庁舎3階ブライトホール

出席者：（委員）早乙女委員、重枝委員、外池委員、服部委員、堀内委員、藤原委員、山本（質）委員、山本（暉）委員

（欠席者）相澤委員、石野委員、稲木委員、内田委員

（事務局）工藤部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財係長、村井民家園係長、大澤郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」（案）の資料一式

「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」答申（案）資料一式

地名入門講座パートⅡ

遺跡調査速報展について

前回議事録

午後 6 時35分開会

○事務局 本日は御多忙のところ、御出席いただき感謝する。

開会に先立ち、教育政策部長の工藤より挨拶をさせていただく。

○事務局 大変お忙しいところ、また、お寒い中お集まりいただき、貴重な時間をいただき。どうぞよろしく願います。

それでは、この間の振り返りも若干交えて、お話をさせていただく。昨年 3 月 9 日付で「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方について諮問し、4 回にわたり御審議いただいた。11 月に素案を取りまとめ、11 月から 12 月にかけてパブリックコメントを実施し、区民から意見をいただくことが出来た。また、委員にはメールでパブリックコメントの結果を報告し、基本方針に反映するに当たっての意見などもいただいた。御協力に感謝する。

今回の審議会は、答申案の検討を行っていただき、今回まとめた答申をもとに、1 月から 2 月にかけて、最終的には政策会議で区の基本方針案を固め、また、議会等にも報告し、意見をいただくという手順を踏みたい。これらの手続を経て、最終的な公表は 4 月を想定しているので、実質的には本日が答申案を審議いただく最後の日程になる。本日も忌憚のない意見を願います。

○事務局 開会に移るので、議事の進行を山本会長に願います。

○委員 只今より平成 29 年第 1 回世田谷区文化財保護審議会を開会する。

今のところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があった場合はお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたい。

事務局より机上配付資料の確認を願いたい。

(配付資料確認)

○委員 議題 2、平成 28 年第 4 回文化財保護審議会議事録承認である。前回の議事

録については既に各委員に送付している。各委員からの訂正はなかったの  
で、本議事録のとおり承認してよいか。

[承認]

○委員 議題 3、平成29年第 1 回審議会議事録署名は重枝委員と外池委員にお願い  
する。

[承認]

○委員 議題 4、「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」(案)についての  
審議に移る。事務局より説明願いたい。

○事務局 お手元の資料に沿って説明させていただく。

10月14日に素案について審議いただいた後、11月に素案を取りまとめ、11  
月17日から12月 8 日までパブリックコメントを実施した。事務局から、パブ  
リックコメントの結果と、その結果を受けて作成している基本方針案(検討  
案)について説明させていただく。

A 4、クリップ留めの鑑文の(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針の  
パブリックコメントの結果について、ご覧いただきたい。

本来であれば12月に世田谷区文化財保護審議会を開催する予定であった  
が、日程の調整がつかず、審議会を見送らせていただいた。申し訳ない。12  
月開催予定の審議会では報告予定であったパブリックコメントの資料は、先だ  
って委員の皆様宛てに送付し、意見をいただいている。パブリックコメント  
の概略と、いただいた意見について説明する。

まず、パブリックコメントの概略から説明する。実施概要は、平成28年11  
月17日から12月 8 日にかけて、世田谷区のホームページ、出張所・まちづく  
りセンター、図書館等でパブリックコメントを実施した。受付状況は、提出  
人数が76人、提出件数が148件である。

内訳件数は、記載のとおりである。お寄せいただいた意見の中では、その

他を除けば、「基本方針5 世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信」に関する件数が最も多くなっている。

意見概要及び教育委員会の考え方を公表している。各パブリックコメントの意見概要及び各意見に対する教育委員会の考え方は、別添の冊子、意見概要及び教育委員会の考え方をご覧いただきたい。

次に、委員の皆様からいただいた御意見について御説明する。

パブリックコメントの結果について早乙女委員より、意見概要及び教育委員会の考え方の3ページ後段、「文化財保存といっても古いものだけを残すのは不十分である。」について、区の回答は、文化財保存だけでは不十分と解しているが、ここでの趣旨は、古いものだけでは不十分と解するのが妥当ではとの御意見をいただいたので、修正している。

外池委員より、パブリックコメントに対する区の考え方はどのように公表されるのかとの質問をいただいたので、回答する。2月1日発行の「区のおしらせ」で、パブリックコメントの実施結果について報告する。パブリックコメントの一部の報告になるが、全文を区内の出張所・まちづくりセンター、図書館及びホームページで公表する予定である。

パブリックコメントの説明は以上である。

続いて、基本方針案について御説明させていただく。

これまで御審議いただいた内容やパブリックコメントでの区民の方々からの御意見を踏まえ、修正を加えた。その修正一覧が別添の「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針(案)」修正箇所についてである。大きな修正箇所について幾つか説明させていただく。

前回の文化財保護審議会で、堀内委員より「世田谷の歴史・文化を物語る文化財群を一体としてとらえる取り組み」について意見をいただいた点は、「④住宅街として発展してきた世田谷の近代遺産」に「奥沢海軍村」、「猪

侯庭園」を追記した。なお、「構成する文化財等」は、基本的にイメージとして入れており、今後、さまざまなテーマを区民のワークショップなどを通じて考えていきたい。

次に、パブリックコメント等での意見を踏まえ修正した箇所について御説明する。

まず、「『3 世田谷区の概要』の『(1)世田谷区的地勢』では、世田谷区の気候や植生、生息などの記載を加えるべき。また、他に世田谷区の産業についても記載すべき。」との意見を文化庁からいただいたことを受け、気候、植生、生息、産業について記載した。

区民の方と文化庁から、防災、防犯の観点をしっかりと盛り込んでほしいとの意見をいただいたことを受け、「5 世田谷区の文化財施策の課題」に防災について盛り込んだほか、基本方針1の想定される主な取り組み事例に「防犯」の言葉を追記した。防災に関しては、「『8 文化財保存活用の体制整備』の『(1)推進体制』では、教育や防災分野についても記載すべき」との意見を踏まえ、該当箇所に「文化財を含めた歴史・文化の調査・研究結果を関係各課と情報共有し、教育、まちづくり、防災などの分野において有効に活用していきます。」と追記した。

庁内検討の結果の修正箇所について説明する。

区民からも文化財の定義を明らかにして欲しいとの意見があったことを踏まえ、14ページの「①文化財の指定・登録の現状」に文化財の定義を記載した。

「世田谷の歴史・文化を物語る文化財群を一体としてとらえる取り組み」の「世田谷の歴史・文化を物語る文化財群のモデルイメージ」に「⑥烏山寺町と武蔵野の面影」を追記した。

最後に、本基本方針の名称について説明する。

早乙女委員から、本基本方針はなぜ歴史文化基本構想という名称を使っていないのかとの質問があった。本基本方針は、歴史文化基本構想の一環として策定を進めているが、歴史文化基本構想という名称にしていない。これは、他自治体でも必ずしも歴史文化基本構想という名称を使用している訳ではないという点、区の文化財行政の基本的な方針という側面もあることから、他の区の計画の名称などを参考に、この名称としている。

私からの説明は以上である。

○委員 事務局から説明していただいたものは、（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針案に向けた検討の資料である。基本方針案としてはいかがか。委員の皆様の見解をいただきたい。また、只今の説明について何か意見等があれば、この場で述べていただきたい。

何度も重ねて審議した結果、まとめて、パブリックコメントをいただき、庁内、文化庁とのいろいろなやりとりの中で固まってきたことではないかと思うので、原則的にこの基本方針案で進めていただきたいというのが私の気持ちであるが、よろしいか。

[承認]

○委員 それでは、この基本方針案でいきたいと思う。

議題5、「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」答申（案）の審議である。事務局より説明いただきたい。

○事務局 お手元の資料に沿って説明させていただく。「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方について（答申）と、別紙で答申案がある。

平成28年3月9日付で「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方について諮問したが、これまでの議論を踏まえ、別添のとおり、答申案を作成した。

基本的な構成は、基本方針案（検討案）のうち、「5 世田谷区の文化財施策の課題」、「6 世田谷区の文化財保存活用の基本的な考え方」、「8 文化財保存活用の体制整備」を抜き出し、再構成したものである。修正はわずかな部分に留めている。

別紙、「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方（答申案）をごらんいただきたい。

「1 世田谷区の文化財施策の課題」は、基本方針の18ページ以降を抜き出し、微修正を加えたものである。基本方針の土台となる区の文化財行政の課題について記載しており、基本方針のベースとなる部分なので入れ込んでいる。なお、課題のうち、「取り組みの方向性」は、具体的な内容を含むので、答申案からは除外している。

「2 世田谷区の文化財保存活用の基本的な考え方」は、基本方針の28ページ以降を抜き出し、微修正を加えたものである。基本理念の考え方と基本方針の各項目での説明を提言としてまとめて記載している。基本方針の取組方針や取組事例は、具体的な内容を含むため、除外している。また、答申であるという性格を踏まえ、基本理念の関係性イメージも除外している。

「3 文化財保存活用の体制整備」は、当初お送りしたメールの中には入っていなかったが、本基本方針をもとに文化財の保存活用を推進していくためには体制整備が必要であり、基本方針のベースとなる考え方であることから、答申案の最後に追記した。基本方針の44ページを提言としてまとめたものである。諮問した内容は「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方についてであるので、基本方針それ自体の説明である「基本方針策定の概要」や、世田谷区全体について考察している「世田谷区の概要」などは、この答申案には入れ込んでいない。また、具体的な取り組みである「重点取り組み」も入れていない。

答申案に関する説明は以上である。

- 委員 事務局の答申案の説明について、何か質疑等はあるか。これも全体的な基本計画に沿って、コンパクトにまとめられていると思う。何もなければ、この答申案に従って進めていきたいと思うが、よろしいか。

[承認]

- 委員 なければ、そのように答申案を進めていきたいと思う。

- 事務局 本日、答申案について審議いただいた内容を踏まえ、山本会長と堀教育長の日程調整の上、今月中に答申していただく予定である。答申後は、2月に本基本方針案を取りまとめ、議会に報告する予定である。

- 委員 答申は、日程調整した上で、私からやりたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

長らく議論を重ねてきた（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針の策定が大体そのままいくことになったのは大変喜ばしいことで、これから実質的に中身をつけていく作業が非常に重要になるのではないかと思う。その点はよろしくお願ひしたい。

議題5、事務局からの報告等について説明いただきたい。

- 事務局 報告事項について説明する。

今年度行う文化財の啓発事業は、以前にもお伝えしているとおり、（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針の策定を契機に、区民の文化財に対する意識を高めていただくために、関連事業として位置づけている。

現在予定している事業について説明させていただく。

1点目は、地名入門講座パートⅡである。平成26年12月に川崎市と世田谷区において連携協力に関する包括協定が締結された。この地名塾は以前より川崎市教育委員会の主催で実施されていたが、包括協定記念の連携事業として、昨年度、川崎市と地名塾講座を共催した。川崎市の事業に世田谷区民が



参加する形であったが、今年度も川崎市との連携事業として実施する。変わっている点は、講座内容は、地名研究の始まりである柳田國男や、城下町と地名に関する講演等を実施するが、2月14日開催の回では、世田谷区教育委員会事務局文化財係学芸員の久末を講師に、「創られた駅名、忘れられた地名―世田谷駅名考―」と題して、講座を開く予定である。全5回、川崎市の施設で行う予定である。

2点目は、遺跡調査速報展である。毎年、年度内に発掘調査を実施した遺跡を紹介し、区民が遺跡を身近に感じ、文化財へ愛着を持ってもらうために実施している。今年度は、瀬田遺跡、瀬田城跡、下神明遺跡の発掘調査を、出土品や写真パネル、解説パネルを用いて紹介する。今年は、展示場所の関係もあり、年度内での速報展の実施が難しく、年度がかわり、4月25日から5月28日に郷土資料館2階の企画展示室にて実施予定である。

私からの報告は以上である。

○委員 事務局から、地名入門講座パートⅡで、2月14日には世田谷区教育委員会の久末氏によって講演が行われることと、遺跡調査速報展の報告があった。これについて何か質問はあるか。

私は考古の関係で言うが、遺跡調査速報展についての「4 展示する遺跡及び遺物」の三角柱状土製品は、三角柱状とは言わないのではないか。三角壙形という名称ではないか。

○事務局 いろいろな呼び方があったと記憶している。

○委員 少し気になったため、指摘させていただいた。調べていただきたい。

他には質問はあるか。なければ、そのような企画でお願いしたい。

全体的に何か質問はあるか。

次回の日程等はどのようにになっているか。

○事務局 年度内の審議会はこれで終了である。この間、区で基本方針案をまとめ

て、議会等に報告するので、その折に、まとめた資料はメール等で報告させていただきたい。公表が終わった後、年度が明けて新体制が決まったところで、第2回審議会を調整させていただきたい。その際には日程調整に協力いただきたい。

○委員 日程は、4月とか連休明けか。

○事務局 連休前後ぐらいでやればと思っている。

○委員 第2回は、平成29年度にどのような文化財関係の事業をやるといったことも相談するのか。

○事務局 この基本方針に基づいて、どのような事業を組み立てるのか、予算も決まってくるので、それに合わせて、今後の進め方について相談させていただきたい。

○委員 指定案件も候補として上がってくるか。

○事務局 その出し方も、また先生方と相談しながら、今度は部会などでも意見をいただきながら、今までは指定候補という形であったが、今後は未指定の文化財なども行政の施策の対象として支援することも考えているので、どういうリストづくりが必要なのかもお諮りしながら、取り組みたい。

○委員 文化財保存活用基本方針とともに、指定案件等についても事務局で考えて提案いただきたい。

何もなければ終わりたいと思うが、よろしいか。

○委員 答申はこれで結構であるが、意見をたくさんいただいている、なかなか良いことを言われている。私はこのように書いたらと思っても、それが本当に実施できるのか心配であったのでなかなか書けなかったが、良いことを言われているので、それをこれから生かしていく必要があると思う。もうここで考え方を出したので終了とならないように、是非ここに盛り込まれていることを改めて再認識しながら進めていきたい。

- 事務局 形式的な回答になっているが、我々が実際に事業で検討しているものと重なるものもあり、ほかの所管と協力しながらやっていくメニューも幾つか提案いただいている。これは冊子にまとめて、区民にも公表し、後々まで我々で引き継ぐことになるので、具体的な事業の検討の際には十分参考にさせていただきたい。
- 委員 事務局サイドと文化財保護審議会の委員が一体となって、これからの文化財の活用を進めていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。
- 委員 意見概要及び教育委員会の考え方の5ページに外環道の殿山横穴墓群についての質問が出ている。今これは具体的な検討会でやっていると思うが、それには基本方針の考え方は反映されるのか、それとも別個に行っているのか。
- 事務局 殿山横穴墓群は、残念ながら、工事でどうしても残せないという状況が明らかになっている。事業者である国土交通省、NEXCO中日本、私ども世田谷区、そして区民代表として地域の町会・自治会の代表も3名ほど入り、現在、残せないのは残念だが、地域の資源としてどう活用していくのかということで、出土品の活用方法やPRの仕方などについて検討会を進めている。私どもも中に入り、当然、基本方針の考え方なども踏まえた形で、いろいろな議論をしている。1月末までには、3回目の検討会を含めて、今後どのように地域で活用していくのかという方針を出すので、そこはお互いに調整しながら、事業に取り組みたいと考えている。
- 委員 同時並行に行われているが、区民にとって目に見える形で世田谷の基本方針の姿勢が具体的に出るので、そこをきちんと考えてやってほしい。
- 委員 審議会にも外環道関係の検討会の内容を報告させていただきたい。
- 事務局 1月24日に3回目の会合を持ち、そこで会としての提言がまとまる予定であるので、また別途報告させていただきたい。

○委員　ほかになければ、平成29年第1回文化財保護審議会を終了する。

午後7時7分閉会